



### お問い合わせ先

- ◆ 浜松市 市民部 市民生活課 | 電話 / 053-457-2026  
受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分  
休日 / 土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日
  
  - ◆ 三方原墓園管理事務所 | 電話・FAX / 053-437-8108  
受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分  
休日 / 12月29日～1月3日
  
  - ◆ 船明墓地管理事務所 | 電話・FAX / 053-925-8820  
受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分  
休日 / 12月29日～1月3日
  
  - ◆ 区役所 | 受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分  
休日 / 土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日
- 中 区 区民生活課 (TEL 457-2131)    東 区 区民生活課 (TEL 424-0164)  
 西 区 区民生活課 (TEL 597-1115)    南 区 区民生活課 (TEL 425-1346)  
 北 区 区民生活課 (TEL 523-1116)    浜北区 区民生活課 (TEL 585-1112)  
 天竜区 区民生活課 (TEL 922-0019)



### 交通のご案内

- 自家用車の場合  
国道152号を北進  
浜松駅から約25km
  
- 電車、バスをご利用の場合  
遠州鉄道西鹿島駅下車  
自主運行バス北遠本線で  
「島町バス停」下車  
※バスは本数が限られます。



# 浜松市 船明墓地

～ 緑に囲まれた安らぎの場 ～



浜松市市民部 市民生活課  
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL.053-457-2026  
E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp





## 概要

所在地 浜松市天竜区船明2065番ほか 総面積 43,333.32㎡  
 墓所区画 5,799区画(予定) 駐車場 119台

## 墓所整備計画

※墓所整備計画は、変更となる場合があります。  
 (単位:区画)

項目	第1期 (整備済)	第2期 (整備済)	第3期 (整備済)	第4期	第5期	計
普通墓所 (2.00㎡)	91	460	736	—	486	1,773
普通墓所 (3.00㎡)	735	—	—	—	—	735
芝生墓所 (3.25㎡)	—	606	—	1,246	1,439	3,291
計	826	1,066	736	1,246	1,925	5,799
駐車場	63台	56台	—	—	—	119台



## 墓所申込み資格

- 他の市営墓所利用許可を受けていないこと。  
 (市営墓所の利用は1世帯につき1区画に限ります。)
- ※ 焼骨をお持ちでない方、浜松市以外にお住まいの方もご利用いただけます。

## 利用条件

- 焼骨の埋蔵に限ります。
- 他人に譲渡や転貸はできません。
- 利用許可を受けた者に変更が生じた場合、手続きが必要です。
- 碑石の建立は、市の定める設置基準に従ってください。
- 碑石の建立は、利用許可後1年以内に行ってください。

## 申込みに必要なもの

- 申込者の住民票の写し
  - 申込者の戸籍謄本または抄本  
 (住民票の写しに本籍地が記載されている場合は省略できます。)
- ※「住民票の写し」は、個人番号が記載されていないものをご用意下さい。

## 使用料

令和元年10月1日現在

種別	永代使用料分		管理費分	合計	
	市民の方	市民以外の方		市民の方	市民以外の方
普通墓所 (2.00㎡)	232,000円	348,000円	15,710円	247,710円	363,710円
普通墓所 (3.00㎡)	348,000円	522,000円	15,710円	363,710円	537,710円
芝生墓所	425,000円	637,500円	15,710円	440,710円	653,210円

- 新規利用申請時に永代使用料分と管理費分の合計額を納付していただきます。
- 以後5年ごとに管理費分の納付が必要になります。

## 碑石の設置基準

- 普通墓所
  - ・ 碑石の高さは180cm以内です。
  - ・ 盛土の高さは20cm以内、門柱及び囲いの高さは50cm以内です。
  - ・ 植栽の高さは50cm以内です。
- 芝生墓所
  - ・ 碑石の高さは63.3cm以内です。
  - ・ 碑石の形態は市長が定める基準によります。
  - ・ 碑石以外の物は設置できません。

## 利用許可の取消し等

- 利用条件に違反するなど条例の規定に違反した場合、利用許可が取り消されることがあります。
- 利用者及び承継者の所在が5年以上不明な場合、焼骨を改葬し、碑石等を撤去することがあります。

①「浜松市船明墓地パンフレット」区再編による訂正（令和6年1月1日～）

令和6年1月1日の区再編によりお問い合わせ先の名称及び住所の区名が変更となったため、訂正いたします。

**お問い合わせ先**

◆区役所

中央区役所 区民生活課 053-457-2131 （旧中区 区民生活課）  
浜名区役所 区民生活課 053-585-1112 （旧浜北区 区民生活課）  
天竜区役所 区民生活課 053-922-0019

◆行政センター

東行政センター 053-424-0164 （旧東区 区民生活課）  
西行政センター 053-597-1115 （旧西区 区民生活課）  
南行政センター 053-425-1352 （旧南区 区民生活課）  
北行政センター 053-523-1116 （旧北区 区民生活課）

浜松市市民部 市民生活課

旧 所在地 浜松市中区元城町 103-2

新 所在地 浜松市中央区元城町 103-2

②「浜松市船明墓地パンフレット」住所変更による訂正（令和6年8月3日～）

浜松市船明土地区画整理事業の換地処分に伴い、令和6年8月3日から船明墓地の所在地が変更となったため、訂正いたします。

旧 所在地 浜松市天竜区船明 2065 番ほか

新 所在地 浜松市天竜区船明 3034 番 4 ほか